

参 考

《市立保育所での健診対応》

緊急事態宣言の発出に伴う園児の健康診断等の実施について（通知）

令和 2 年 4 月 8 日付「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」にて、市内の保育所等は原則開園とすること、及び保護者にはご家庭等での保育が可能な場合には、令和 2 年 4 月 9 日から 5 月 6 日までの期間の登園や延長保育の利用を控えていただく旨をお知らせしたところです。

上記の状況もふまえ、市立保育所における園児の健康診断及び歯科健診は、6 月以降に実施するものとします。4 月及び 5 月に実施を予定していた園におかれましては、改めて嘱託医師・嘱託歯科医師と日程調整をしていただきますようお願いいたします。

なお、今後の状況により、市立保育所の対応に変更がある場合は、改めてお知らせします。

【日程調整が必要な項目】

検診項目	各園で対応すること
健康診断	嘱託医師と相談の上、6 月以降の日程で調整してください。
歯科健診	嘱託歯科医師と相談の上、6 月以降の日程で調整してください。

【健康診断実施にあたっての留意事項】

- ・園児の健康観察を徹底し、発熱等健康に問題がないことを確認する。
- ・健康診断前後に手洗いを徹底する。
- ・①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での密接した会話が行われる、という 3 つの条件が重ならないようにする。
- ・園医が手指消毒やグローブ交換をする時間、園児の入替えや換気の時間等を考慮し、余裕を持った運営を行う。
- ・検査器具を取り扱う場合は、マスク、グローブを着用すること。特に使用後の検診器具を扱う際には、十分注意する。

<担当連絡先>

- 【健康診断に関すること】 保育・教育運営課 電話 671-2396
【歯科健診に関すること】 保育・教育人材課 電話 671-2397